

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第232号)

平成15年3月10日

横情審答申第232号

平成15年3月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年8月15日保保護第26号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「異議申立人の一連の問合せ・請求等に伴い、異議申立人の個人情報を（経歴等を）「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果の分かる文書・資料（保土ヶ谷区保護課所管分）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私の個人情報を(経歴等を)「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果のわかる文書・資料(保土ヶ谷区保護課所管分)」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成13年5月17日付で行った、「私の個人情報を(経歴等を)「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果のわかる文書・資料(保土ヶ谷区保護課所管分)」(以下「本件申立文書」という。)の個人情報非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。)第20条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

保土ヶ谷区保護課は、申立人が公文書の公開請求及び異議申立てをしたことに伴い、申立人の個人情報を調査する必要及び理由がないため、調査は行っていない。

したがって、当該個人情報については、作成も取得もしていないことから存在しないため、条例第20条第2項に該当するため非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てにかかわる処分を取り消し、再度納得のいく説明を求める。
- (2) 非開示とした理由にそもそも合理性(真実味)も妥当性(誠意ある運用姿勢、内容)もない。
- (3) 「個人情報」とか「守秘義務」とか、本来の理念とは乖離した運用実態(これらを隠れ蓑的に使っている。)に基づき、行政サイドだけにたった一方的かつ「濫用」の嫌いもあり、本開示制度の趣旨をねじ曲げた違法・不当な決定であって、到底承服できるものではない。
- (4) 説明・理由を求めても答えてもらえないばかりか、仮に答えてもらったとしても、

その行政回答の内容及び回答姿勢はいつも形式だけである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、異議申立人の一連の問合せ・請求等に伴い、「異議申立人の個人情報(経歴等を)「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果の分かる文書・資料(保土ヶ谷区保護課所管分)」である。

(2) 文書の不存在について

ア 実施機関は、申立人が公文書の公開請求及び異議申立てをしたことに伴い、申立人の個人情報を調査する必要性及び理由がないため調査を行っておらず、本件申立文書を作成も取得もしていないとしている。

そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成14年11月15日に実施機関から事情聴取を行った。

イ それによると、申立人からの一連の問合せや公文書の公開請求等に対応するために、申立人の個人情報を調査する必要は全くなく、調査しなければならない理由もないため、本件申立文書を作成も取得もしていないから、本件申立文書は存在しないとした実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平 成 13 年 8 月 15 日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平 成 13 年 9 月 28 日 (第 254 回 審 査 会)	・ 諮問の報告
平 成 14 年 8 月 23 日 (第 276 回 審 査 会)	・ 部会で審議する旨決定
平 成 14 年 11 月 1 日 (第1回第一部会)	・ 審議
平 成 14 年 11 月 15 日 (第2回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取
平 成 14 年 12 月 13 日 (第3回第一部会)	・ 異議申立人から意見聴取
平 成 14 年 12 月 26 日 (第4回第一部会)	・ 審議
平 成 15 年 1 月 17 日 (第5回第一部会)	・ 審議